

カーシェアリングシステム 貸渡約款



第1章 総則

第1条 (総則の適用)

- オリックス自動車株式会社（以下「当社」という）は、当社が実施するカーシェアリングシステムに入会されている会員が、入会期間中、第11条に定められている車両ステーションに保管されている自動車（以下「カーシェアリング車両」という）をあらかじめ予約していた時間中に、当社より借り受けることができるシステム（以下「カーシェアリングシステム」という）に入会を希望する法人または個人との間で、この約款に定めるところにより、カーシェアリングシステムに入会するための契約（以下「入会契約」という）を締結し、入会された法人（以下「法人会員」という）または個人（以下「個人会員」といい、法人会員および個人会員を総称して「会員」という）に対してカーシェアリング車両を貸し渡すものとし、会員はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令または一般の慣習に従うものとします。
2. 当社は、ご利用の手引き（貸渡規約）を作成することができます。この約款と当該ご利用の手引きとの間に相違があるときは、当該ご利用の手引きが優先して適用されるものとします。
3. この約款は、会員および第2条第3項に定める登録運転者に適用されるものとします。

第2章 カーシェアリングシステムの利用

第2条 (入会契約の締結等)

- カーシェアリングシステムへの入会を希望する法人または個人は、当社に対して、当社所定の申込書を提出する方法により入会契約の申込みを行うものとします。
2. 入会契約は、カーシェアリングシステムへの入会を希望する法人または個人による前項の申込みに対して、当社が、当社所定の審査を行い、承認した場合にカーシェアリング車両を使用するために必要となる第14条に定めるＩＣカードを当該申込みを行った法人または個人に対して貸与したときに入会契約が成立するものとします。
3. カーシェアリング車両を使用することができる者は、法人会員の役職員または個人会員もしくは個人会員の同居の親族に限定されるものとし、法人会員は、法人会員の役職員の中からカーシェアリング車両を使用する者を特定し、また、個人会員は個人会員または個人会員の同居の親族よりカーシェアリング車両を使用する者を特定し、これを当社に届け出ることにより登録するものとします。（本項のカーシェアリング車両を使用する者を以下「登録運転者」という）
4. 会員は、前項の登録運転者の登録を、当社所定の申込書または登録書（以下「申込書等」と総称する）を当社に提出する方法により行うものとします。
5. 当社は、レンタカーに関する基本通達（自旅138号 平成7年6月13日）2（6）および（7）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）および自動車貸渡証（カーシェアリング車両搭載のモニター表示をこれに代えます）に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務若しくは運転者の運転免許証の写しを添付する義務を履行するため、前項の申込書等において、登録運転者に対し運転免許証とその他に身元を証明する書類の提示、それら書類の謄写の承諾を求めることができるものとし、会員および登録運転者は、これを承諾し、当社の請求に従い提示します。また、これらに変更があった場合も同様とし、会員および登録運転者は、その都度当社に通知します。
6. 登録運転者は、第10条に定める予約手続きを行う際必要となる暗証番号および借受時間中に当社に登録運転者に連絡等をする場合の登録運転者の携帯番号等の連絡先その他カーシェアリングシステムを利用するにあたって必要な情報として当社が求める情報を申込書等において定め、指定等し、当社に届け出るものとします。

第3条 (月額基本料等の支払い)

- 法人会員は、前条第2項に基づき入会契約が成立したときは、当社に対して、当社が地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金表（以下「料金表」という）に基づき、申込書等において定めた利用登録手数料、ＩＣカード発行手数料、第14条第5項に定めるＩＣカード登録手数料および入会契約締結日の属する月の月額基本料を当社が発行する請求書に基づき、当該請求書上において定めた方法により、当該請求書の発行日の当月末日をもって支払うものとします。
2. 法人会員は、入会契約締結日の属する月の翌月以降の月額基本料については、当社が法人会員に対して発行した請求書の発行日の当月末日をもって、前項と同様の方法により、当社に対して支払うものとします。
3. 個人会員は、前条第2項に基づき入会契約が成立したときは、当社に対して、入会契約締結日の属する月の翌月末日をもって、料金表に基づき、申込書等において定めた利用登録手数料、ＩＣカード発行手数料、第14条第5項に定めるＩＣカード登録手数料、および入会契約締結日の属する月、その翌月ならびにその翌々月の月額基本料を申込書等において定めたクレジットカード会社のクレジットカードにより、当社に対して支払うものとします。
4. 個人会員は、前項に基づき入会契約締結日の属する月の翌々月以降の月額基本料については、月額基本料の支払いの対象となる月の前月末日をもって、前項と同様の方法により当社に対して支払うものとします。
5. 入会契約が中途解約、解除その他の理由により契約期間中に終了したときは、当社の責に帰する事由により終了した場合を除き、前各項により当社が受領した金銭については返金されないことにつき、会員は異議なく承諾します。

第4条 (保証事項)

- 会員および登録運転者は、以下の事項を、当社に対し保証します。
- (1) 登録運転者が、カーシェアリング車両の運転に必要な資格の運転免許を有していること。
- (2) カーシェアリング車両使用時において、登録運転者が酒気を帯びていないこと。
- (3) 登録運転者には、麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状等が一切ないこと。
- (4) 第10条にて定める予約手続きにおいて定めた登録運転者とカーシェアリング車両貸し渡し時の運転者は同一であること。
- (5) 過去に当社または他社との間の自動車についてのレンタル契約もしくはカーシェアリングシステムに係る契約において、貸渡料金等の未払いその他の契約違反がないこと。
- (6) 過去に当社もしくは他社の自動車の有償貸し渡しを利用したときから、現在に至るまで、登録運転者には、第22条、第23条および第34条に掲げる事項に該当する行為がないこと。

第5条 (登録運転者の変更等)

- 会員は、当社の承認を得たうえ、登録運転者を変更することができるものとします。
2. 前項のほか、申込書等に記載された内容に変更が生じ、またそのおそれが生じたときは、会員は、その旨を直ちに当社に連絡し、当社の承認を得るものとします。
3. 前項に伴いカーシェアリングシステムの遂行に支障が生じると当社が判断したとき、当社は、入会契約を解除し、または会員に対して登録運転者の変更を求めることができるものとします。

第6条 (契約の解除)

- 当社は、会員または登録運転者が次の各号の一にでも該当したときは、何らの通知、催告をすることなく入会契約および第10条に定める個別契約を解除することができるものとします。
- (1) この約款、その他の当社との間の契約の約定に違反したとき。
- (2) カーシェアリング車両の使用において、交通事故を起こしたとき。
- (3) 第4条各号に違反したとき。
- (4) 前3号のほか、カーシェアリング車両の使用の継続が不相当であると当社が判断したとき。
- (5) 第22条第6項によりカーシェアリングシステムの利用停止の状態が1ヶ月経過したとき。
- (6) 会員が、第3条に定める月額基本料等および第16条に定める貸渡料金その他この約款、入会契約個別契約等のカーシェアリングシステムに係る契約に基づく金銭の支払いを一回でも遅滞したとき。
2. 前項の場合、会員は、当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

第7条 (不可抗力事由による契約の中途終了)

天災地変その他の不可抗力の事由により、カーシェアリング車両またはカーシェアリングシステムの全部または一部が使用不能となり、これによりカーシェアリングシステムの提供が困難であると当社が判断した場合には、入会契約を終了するものとします。この場合、会員は、入会契約および個別契約が終了した月以降の貸渡料金等および月額基本料については支払うことを要しないものとします。

第8条 (中途解約)

会員は、当社の同意を得て入会契約および個別契約を解約することができるものとします。この場合、会員は、入会契約および個別契約が解約された月までの貸渡料金等および月額基本料の全額を支払うものとします。

第9条 (入会契約の有効期間)

入会契約の有効期間は、入会契約の契約締結日から直近の3月31日までとし、期間満了の2ヶ月前までに会員から終了の申出がない場合は、さらに同一条件で1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

第3章 貸渡手続き等

第10条 (予約・使用手続き)

- 会員は、カーシェアリング車両を使用するにあたって、あらかじめカーシェアリング車両の希望車種、借受希望日時、借受希望場所、返還希望日時および返還希望場所、その他当社所定の借受希望条件（以下「借受条件」という）を明示のうえ、当社所定の管理センター（以下「管理センター」という）に対して、電話、インターネットその他当社所定の方法により、個別の貸し渡し契約（以下「個別契約」という）の予約を申し込むものとし、当社は、他の予約状況等を勘案し、可能な範囲で、この予約に応じるものとします。
2. 個別契約の予約申込み後、借受条件に変更が生じたときは、会員は、その旨をすみやかに管理センターに連絡し、当社の承認を得るものとします。
3. 会員は、カーシェアリング車両が登録運転者に貸し渡される前にカーシェアリング車両の瑕疵により使用不能となった場合には、個別契約を解除することができるものとします。

第11条 (貸し渡し手続き等)

- カーシェアリング車両の保管場所（以下「車両ステーション」という）において、前条に基づき予約したカーシェアリング車両に、登録運転者自らがＩＣカードを提示し、本人確認を行ったうえで、カーシェアリング車両の解錠を行う（以下この手続を「貸し渡し手続き」という）方法によりその予約が完結し、個別契約が成立するものとし、当社は、成立した個別契約に基づき会員に対し、第18条により整備されたカーシェアリング車両を貸し渡すものとします。
2. 当社は、前条により予約されたカーシェアリング車両の借受希望時間（以下「借受希望時間」という）が開始してから30分以上経過しても、前項の貸し渡し手続きが行われなかったとき、当該借受希望時間におけるカーシェアリング車両の予約は自動的に取り消されるものとし、会員はこれを承認します。
3. 当社は、事故、盗難、他の会員によるカーシェアリング車両の返却遅延、その他当社の責に帰さない事由により、事前に行われた予約されたカーシェアリング車両を貸し渡すことができない場合には、予約成立後であっても、無条件で当該予約を解除することができるものとします。
4. 当社はシステムの不具合その他、運営上の都合等により、予約を取り消し、または無条件で個別契約を解約することができるものとします。ただし、この場合、その旨を個別契約に基づきカーシェアリング車両を使用する登録運転者に速やかに連絡するものとし、
5. 会員は、前条第3項または前2項により、または前条の予約申込時に既にカーシェアリング車両が他の会員に貸し渡しされていることにより、カーシェアリング車両を使用できない場合においても、当社に対してその損害の賠償を請求することはできないものとします。

第12条 (返還の請求等)

当社は、会員または登録運転者が第4条各号に記載する事項の一にでも違反したときは、何らの通知、催告をすることなく、会員または登録運転者に対して直ちにカーシェアリング車両の返還を請求し、または登録運転者の変更を請求することができるものとします。

第13条 (個別契約の終了)

会員は、カーシェアリング車両の借受時間（以下「借受時間」という）中でであっても、当社の承諾を得て個別契約を終了することができるものとします。

- カーシェアリング車両の借受時間内において天災地変その他の不可抗力の事由により、カーシェアリング車両が使用不能となった場合には、個別契約は終了するものとします。この場合、会員は、当社に対して、個別契約が終了した日以降の貸渡料金を支払うことを要しないものとします。
- 会員の責に帰する事由によるカーシェアリング車両の事故または故障が発生したときは、このときをもって、個別契約は終了するものとし、会員は、直ちにカーシェアリング車両を当社に対して返還するものとします。この場合、実際にカーシェアリング車両を使用した時間にかかわらず、会員は、当社に対して、貸渡料金等全額を支払うものとします。

第4章 IＣカード

第14条（IＣカード）

- 当社は、会員に対して、個別契約に基づくカーシェアリング車両の貸し渡し時に登録運転者の本人確認およびカーシェアリング車両の開錠および施錠等を行うために必要な当社所定のIＣカードを貸与するものとします。
- 会員は、当社から貸与を受けたIＣカードを善良な管理者の注意義務をもって、使用・保管するものとします。
 - 会員は、当社が貸与するIＣカードの他に登録運転者が所持する他のIＣカードを第1項に定めるIＣカードとして利用することを希望する場合において、当社が特に認めたときは、登録運転者が所持するIＣカードの情報を当社所定のシステムに登録することにより当該IＣカードを第1項に定めるIＣカードとして使用することができるものとします。なお、この場合においても、登録運転者が使用するかどうかにかかわらず、当社は、当社所定のIＣカードを会員に対して貸与するものとします。（以下第1項および本項に定めるIＣカードを総称して「IＣカード」という）
 - 前項により、登録運転者が所持するIＣカードを第1項に定めるIＣカードとして利用することを希望するときは、会員は、申込書等に登録運転者が所持するIＣカードを第1項に定めるIＣカードとして利用することを希望する旨および登録運転者が所持するIＣカードの情報を記載し、当該情報を当社に対して届出るものとします。
 - 会員は、第3項により、当社が、登録運転者の所持するIＣカードの情報を当社所定のシステムに登録したときは、料金表に基づき、これに係る登録手数料を当社に対して支払うものとします。
 - 会員は、IＣカードを登録運転者にのみ使用させるものとし、他の第三者（法人会員の他の役員、個人会員の他の同居親族を含む）に使用させてはならないものとします。
 - 理由のいかんを問わず入会契約が効力を失ったとき、カーシェアリングシステムが終了または中止されたとき、または当社が求めたときはいづれでも、会員は、当社から貸与を受けたIＣカードを直ちに当社に返却するものとします。また、登録運転者が第3項に定めるIＣカードを利用している場合には、当社は、すみやかに当社所定のシステムに登録されている当該IＣカードの情報を消去するものとします。

第15条（紛失・盗難等）

- IＣカードの紛失、盗難、滅失または破損の場合、会員は、速やかにその旨を管理センターへ届け出るものとします。
- 前項の場合、その紛失等が会員の責めに帰すべき事由によるかどうかにかかわらず、会員は、IＣカードの再交付または修理の実費相当額を負担するものとし、当社の請求に従いこれを当社に支払うものとします。
 - 前条第3項に定めるIＣカードについて第1項に定める紛失等が発生した場合、またはIＣカードが更新された等の理由により、IＣカードに記載されているカーシェアリング車両を利用するための必要なデータが破損した場合、会員は、当該IＣカードの発行会社より発行された新たなIＣカードを当社に対して提出することにより当該IＣカードに無償でデータの再登録ができるものとします。

第5章 貸渡料金

第16条（貸渡料金等）

- 会員は、個別契約が成立したときは、料金表に定める個別契約に係る貸渡料金およびその消費税額、地方消費税額（以下「貸渡料金等」という）を当社に対して支払うものとします。
- 法人会員は、カーシェアリング車両の利用した月に係る貸渡料金の合計額を、翌末日までに、第3条第1項に基づき法人会員が当社に対して支払う月額基本料とともに当社に対して支払うものとします。
 - 個人会員は、カーシェアリング車両の利用した月に係る貸渡料金の合計額を、翌末日までに、第3条第3項に基づき個人会員が当社に対して支払う月額基本料とともに当社に対して支払うものとします。

第17条（貸渡料金改定に伴う処置）

前条の貸渡料金を第10条による予約をした後に改定したときは、改定後の料金表が適用されるものとします。

第6章 責任

第18条（定期点検整備）

当社は、カーシェアリング車両に対して、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施します。

第19条（日常点検整備）

- 会員は、個別契約に基づきカーシェアリング車両を借り受ける都度、登録運転者をして、道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施させるものとします。
- 会員は、登録運転者が、前項の日常点検整備において、カーシェアリング車両に整備不良を発見した場合は、直ちに当社に連絡するものとします。

第20条（管理責任）

- 会員は、善良な管理者の注意義務をもってカーシェアリング車両を使用・保管するものとします。
- 前項の管理責任は、個別契約に基づくカーシェアリング車両の貸し渡し手続きが完了したときより始まり、当該車両の返還手続きを完了したときに終了するものとします。

第21条（禁止行為）

- 会員は、借受時間中、次の行為をしてはならないものとし、登録運転者をして、次の行為をさせないものとします。
- 当社の承諾および道路運送法に基づく許可等を受けることなく、カーシェアリング車両を自動車運送事業またはこれに類する目的に使用すること。

- カーシェアリング車両を登録運転者以外の者に使用させ、もしくは転貸し、または他に担保の用に供する等当社の権利の侵害、またはカーシェアリングシステムの障害となり、または侵害、障害となるおそれのある一切の行為をすること。
- カーシェアリング車両の自動車登録番号標または車両番号標を偽造もしくは変造し、またはカーシェアリング車両を改造もしくは改裝する等、その原状を変更すること。
- 当社の承諾を受けることなく、カーシェアリング車両を各種テストもしくは競技に使用し、または他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
- 法令または公序良俗に違反してカーシェアリング車両を使用すること。
- 当社の承諾を受けることなく、カーシェアリング車両について損害保険に加入すること。

第22条（駐車違反の場合の処置等）

登録運転者が借受時間中にカーシェアリング車両に関し道路交通法に定める駐車違反をしたときは、登録運転者は、自ら駐車違反に係る反則金を納付し、かつ駐車違反に伴うレッカー移動、保管等の諸費用の一切を負担するものとし、会員は、登録運転者をして、これらの義務を履行させます。

- 前項の場合において警察等から当社に対して駐車違反について連絡があった場合、当社は登録運転者に連絡し、速やかにカーシェアリング車両を当社所定の場所に移動させ、カーシェアリング車両の借受時間満了時または当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して当該違反についての反則金を納付する等の事務手続きを行うよう指示すると同時に、警察署等に出頭し、放置駐車違反をした事実および違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という。）に署名するよう求めるものとし、登録運転者は、これに従うものとします。
- 前項の場合において、カーシェアリング車両の返還が借受時間を超えた場合は、会員は当該超過部分について別途貸渡料金を支払うものとします。
- 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察および公安委員会に対して自認書および借受時間、登録運転者に貸し渡したカーシェアリング車両の登録番号等の情報が記載されたデータ等の資料を提出することができるものとし、登録運転者は、これに同意するものとします。
- 登録運転者が法定期間内に、駐車違反に係る反則金または諸費用を納付せず、当社が当該駐車違反に係る放置違反金または諸費用（登録運転者の探索またはカーシェアリング車両の引き取りに要した費用を含むが、これらに限られない）を負担したときは、登録運転者は、当社に対して当社が負担した一切の費用を賠償するものとし、理由のいかんを問わず登録運転者がこれを支払わない場合は、会員が当該費用を当社に対して支払うものとします。
- 当社は、登録運転者が第2項に違反したとき、もしくは前項の費用を支払わないときは、当社は、カーシェアリングシステムの利用を停止することができるとともに、当社は登録運転者の氏名、住所、運転免許証番号等を他のカーシェアリング事業者へ報告および社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」という）に登録する等の措置をとることができるものとします。
- 前項の規定により、カーシェアリングシステムの利用停止、他のカーシェアリング事業者へ報告、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたことにより放置違反金納付命令が取り消され、または第3項および第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は、カーシェアリングシステムの利用停止を解除し、他のカーシェアリング事業者への反則金、もしくは当社の請求額が支払われたことを報告するとともに、全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。
- 前項の規定により、カーシェアリングシステムの利用が停止された場合でも、会員は、月額基本料の支払義務を免れないことを異議なく承諾します。

第23条（賠償責任）

会員は、カーシェアリング車両に損傷を与えた場合には、当社に対して料金表に基づき、ノンオペレーションチャージを支払うものとします。

- 前項に定めるほか、会員は、カーシェアリング車両を使用して第三者または当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、会員の責に帰さない事由による場合を除きます。

第24条（GPS機能）

会員および登録運転者は、カーシェアリング車両に全地球測位システム（以下「GPS機能」という）が搭載されており、当社所定のシステムにカーシェアリング車両の現在位置、通行経路等が記録されること、および当社が当該記録を以下に定める場合において利用することを異議なく承認します。

- 個別契約の終了時にカーシェアリング車両が所定の車両ステーションに返還されたことを確認する場合。
- 第33条第1項に該当する場合その他当社の経営上カーシェアリング車両の現在位置、通行経路等をGPS機能を利用することにより当社において管理する必要があると当社が判断した場合。
- 登録運転者によりよい商品、サービスを提供するため等、さらなる登録運転者その他の顧客の満足のためのマーケティング分析に利用する場合。
- 法令や政府機関等により開示が要求された場合。

第7章 自動車事故の処置等

第25条（事故処理）

カーシェアリング車両の借受時間中に、当該カーシェアリング車両に係る事故が発生したときは、会員および登録運転者は、事故の規模にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

- 直ちに事故の状況等を管理センターに連絡すること。
 - 当該事故に関し、当社および当社が契約している保険会社が必要とする書類または証拠となるものを選定し提出すること。
 - 当該事故に関し、第三者と示談または協定を締結するときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
 - カーシェアリング車両の修理は、当社が承諾した場合を除き、当社の指定する工場で行うこと。
- 会員および登録運転者は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるもの

- とします。
3. 当社は、カーシェアリング車両に係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第26条（補償）

- 当社は、カーシェアリング車両について下記の条件のとりの損害保険（以下「損害保険」という）を付保するものとし、会員が負担した第23条第2項の損害賠償責任を次の限度内で補償するものとします。
- (1) 対人補償 1名限度額 無制限
 - (2) 対物補償 1事故限度額 無制限
 - (3) 車両補償 1事故限度額 時価額
 - (4) 人身傷害 1名限度額 無制限
 - (5) 搭乗者補償 死亡1,000万円（1名につき）、入院15,000円（1日につき）、通院10,000円（1日につき）後遺障害限度額1,000万円。ただし、入院と通院は事故発生日より180日を限度とする。
2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、会員の負担とします。
3. 損害保険の免責分については、特約した場合を除いて会員の負担とします。
4. 警察および管理センターに届出のない事故、もしくは会員または登録運転者がこの約款に違反して発生した事故による損害については、損害保険および当社の補償制度による損害で補填が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。
5. 前3項のほか、損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合、第1項に定める保険・補償は適用されないものとし、これらの損害については、会員がすべて負担するものとします。

第28条（故障等の処置等）

- 会員および登録運転者は、借受時間中にカーシェアリング車両の異常または故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、管理センターに連絡するとともに、管理センターの指示に従うものとします。
2. カーシェアリング車両の異常または故障が会員または登録運転者の故意または過失による場合、会員は、カーシェアリング車両の引き取りおよび修理に要する費用を負担するものとします。
3. 会員および登録運転者は、前2項のほか、カーシェアリング車両の故障、燃料または走行用電池の電池切れ等によりカーシェアリング車両を使用できなかったことにより損害（借受時間中の故障等に伴い、他の代替交通手段を利用した場合の費用も含む）が生じても、当社に対してその損害の賠償を請求することができないものとします。

第29条（不可抗力事由による免責）

- 当社は、天災地変その他の不可抗力の事由により、借受時間内に会員からカーシェアリング車両が返還されなかった場合は、これにより生ずる損害について会員の責任を問わないものとします。この場合、会員は、直ちに管理センターに連絡し、その指示に従うものとします。
2. 会員は、天災地変その他の不可抗力の事由により、当社がカーシェアリング車両の貸し渡しをすることができなくなった場合であっても、これにより生じた損害について当社に対してその損害の賠償を請求することができないものとします。当社は、この場合、直ちに会員に連絡するものとします。

第8章 取り消し等

第30条（予約の取り消し等）

- 会員は、第10条第1項の予約を行ったにもかかわらず、会員の都合で当該予約を取り消した場合（第11条第2項の場合を含む。）は、料金表に基づき、当社に対して予約取消手数料を支払うものとします。
2. 当社は、第10条第1項の予約を受けたにもかかわらず、当社の都合で予約を取り消した場合には、会員に対して予約取消手数料を請求しないものとします。
3. 第10条第1項の予約があったにもかかわらず、前2項以外の事由によりカーシェアリング車両を利用されなかった場合は、予約は自動的に取り消されます。この場合、当社は、会員に対して予約取消手数料を請求するものとします。
4. 当社および会員は、第10条第1項の予約が取り消されたことに関して、前3項に定めるほか、相互に何らの請求をしないものとします。

第9章 返 還

第31条（カーシェアリング車両の返還手続き）

- カーシェアリング車両の返還手続きは、第10条第1項の予約時に返還場所として明示した車両ステーションにおいて、ＩＣカードを提示し、カーシェアリング車両の施錠を行う方法により完了するものとします。ただし、当社の承諾を得て、返還場所を変更することができるものとし、返還場所を変更したときは、変更後の返還場所に返還するものとします。
2. 会員は、カーシェアリング車両の返還にあたり、走行用電池の消費、通常の使用による磨耗を除き、借り受けた状態で返還するものとし、カーシェアリング車両の損傷、備品の紛失等が会員または登録運転者の責に帰すべき事由によるときは、カーシェアリング車両を借り受けた状態に回復するために要する一切費用を負担するものとします。
3. 会員は、カーシェアリング車両の返還に当たって、カーシェアリング車両内に登録運転者または同乗者等の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品について何ら責任を負わないものとします。

第32条（カーシェアリング車両の返還時期）

- 会員は、カーシェアリング車両を予約時に明示した返還日時までに返還するものとします。なお、予約時に明示した返還日時よりも前にカーシェアリング車両を返還した場合においても、貸渡料金等の払い戻し等が行われないことを会員は異議なく承諾するものとします。
2. 会員は、第29条第1項の場合または借受時間内に延長の申し出をし、かつ当社がこれを承諾した場合を除き、借受時間を延長したときは、当初の貸渡料金等の他に、料金表に定める超過料金を当社に対して支払うものとします。

第33条（カーシェアリング車両返還場所変更違約料）

- 会員は、当社の承諾を受けることなく、第10条第1項により明示した返還場所以外の場所にカーシェアリング車両を返還したときは、下記算式により算出される返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300%

第34条（カーシェアリング車両が返還されない場合の処置）

- 当社は、借受時間満了のときから12時間を経過しても会員がカーシェアリング車両を返還せず、かつ当社の返還請求に応じないとき、または登録運転者の所在が不明等乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続のほか、登録運転者の氏名、住所、運転免許証番号等を他のカーシェアリング事業者へ報告および全レ協システムに登録する等の措置をとることができるものとします。
2. 前項に該当することとなった場合、会員は、当社に生じた一切の損害を賠償する責を負うほか、カーシェアリング車両の回収および登録運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第10章 雑 則

第35条（消費税）

- 会員は、この約款または個別契約に基づく金銭債務に課せられる消費税（地方消費税を含む。）を別途当社に対して支払うものとします。

第36条（遅延損害金）

- 会員は、この約款または個別契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。

第37条（邦文約款の優先適用）

- 邦文約款と英文約款の用語または文章につき齟齬がある場合、邦文約款を正式のものとし、これを優先して適用します。

第38条（管轄裁判所）

- この約款または個別契約に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

- この約款は、平成21年3月1日から実施します。

個人情報の利用目的について

- 当社は、本約款による契約の申込みまたは締結に伴い受領した会員および登録運転者の個人情報を、法令の規定に従って以下の利用目的で利用します。

【利用目的】

- ① 自動車等のリース・レンタル・書誌販売、オートローン（立替払を含む）、自動車保険の販売、自動車等の販売、整備など自動車等に関連する当社の事業につき、会員および登録運転者からの申込、登録運転者への当社からの提案など会員および登録運転者との商談に当たり、適当な対応を行うため。
- ② 自動車等のリース・書誌販売、オートローンなどの取引（信用供与取引）の場合の審査を行うため、ならびに会員および登録運転者の本人確認に当たり、適切な判断や対応を行うため。
- ③ 会員および登録運転者との契約につき、当社においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
- ④ 当社から、当社およびオリックスグループ各社またはその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
- ⑤ 会員および登録運転者によりよい商品、サービスを提供するためなど、さらなる会員および登録運転者の満足のためのマーケティング分析に利用するため。
- ⑥ 当社において経営上必要な各種の管理を行うため。
- ⑦ オリックスグループ各社との共同利用のため。（共同利用については当社のホームページ（<http://www.orix.co.jp/auto/privacy.htm>）に記載するプライバシーポリシーに従う。）

オリックス自動車株式会社